**平成２５年（フ）第５５２９号**
大阪府門真市栄町５番６―507号
債務者　味田　竜也
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０００号**
大阪府寝屋川市長栄寺町12番10号
債務者　田中　　麗
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第９号**
大阪市浪速区桜川２丁目３番32―706号
債務者　吉川　豊子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１８７号**
大阪市生野区田島４丁目５番９号
債務者　松本和枝こと　趙　　正順
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５６５号**
大阪市平野区平野上町１丁目２番13号
債務者　挽田千賀子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５６９号**
大阪市西淀川区佃１丁目１番47―1002号
債務者　杉本　和美
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５８１号**
大阪市生野区桃谷２丁目23番51号　ドリームハイツ302号
債務者　三浦　真美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５８５号**
大阪市淀川区新高５丁目15番11号　205号
債務者　鷺森　花織
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第5号**
兵庫県たつの市龍野町堂本461番地１　ファミールセイリュウ103号
債務者　橋本　幸弥
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２６年（フ）第３号**
鳥取県鳥取市国府町分上１丁目101番地２　エースワン102号、旧住所鳥取県鳥取市青葉町２丁目204番地３　フローレンス青葉町グランドアーク801号
債務者　植木　雄也（旧姓木島）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２０号**
愛媛県伊予郡砥部町宮内2488番地
債務者　越智　伸一
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１号**
長崎県長崎市御船蔵町13番55号
債務者　井本　　浩
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２７号**
長崎県長崎市平野町22番24号　ヤマックスビル30Ｅ号
債務者　小森　　忠
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１８号**
宮崎市大塚町樋ノ口1905番地４　アパート智103号、前住所宮崎市大字糸原4623番地　１棟122号
債務者　松山　　晋
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第３１号**
宮崎市大字跡江853番地１
債務者　日高　　毅
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第３５号**
宮崎市大字恒久4769番地10　フラットＭ―１Ｂ号、前住所宮崎市田野町甲6356番地13
債務者　古川千鶴子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１２号**
長野県飯田市上郷飯沼3218番地１　メゾネット加山１号
債務者　山田　純子（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
長野地方裁判所飯田支部